

キャンプ場等での火気の取扱いについて

キャンプ場や簡易宿泊所での強風時の火の取り扱いについては、火災の発生や延焼を防ぐため、以下のとおり示しますので参考にしてください。

施設側が果たすべきこと

- ・ 気象状況や警報・注意報発令状況の掲示や吹き流しを設置（下記掲示例も一緒に掲示。）
- ・ HPやSNSなどでの掲載、予約時・チェックイン時の説明の他、敷地内アナウンスや火気の取扱いに関する注意喚起を掲示すること。
- ・ 消火用器具の準備（貸出用水バケツや消火器）を行っておくこと。
- ・ 様々な災害に備えて、消防計画の見直しや安全対策マニュアルの策定をしましょう。

焚火や火気器具の利用中止等の判断について

●取扱注意

平均風速3m/sを超えると火の粉の飛散が目立ち始め、火気の取扱いに注意が必要になります。

●中止の目安

風速の数値にかかわらず、炎が横に流れる場合や炎が大きく揺れる、あるいは火の粉が舞う場合は、周囲への延焼の危険が高まるため、**火の取扱いは、直ちに中止してください。**

風速を示す目安として、吹き流しの設置が有効です。

吹き流しの角度が40度以上で中止の判断をしましょう！



掲示例(吹き流し)

警報等の発令時は、次の行為に禁止又は制限がかかります。



【お問合せ先】

都留市消防本部消防課予防担当
道志出張所

0554 - 43 - 2341
0554 - 52 - 1119